

西之表市教育振興基本計画（案）

～ ひとりだちの教育 ～

（西之表市の教育に関する施策の大綱）



令和8年 月

西之表市教育委員会

はじめに

「ひとりだちの教育」は本市教育の基本理念です。「波濤を越え、全国どこでもたくましく生き抜くことのできる力を備えた人間育成」、「郷土振興に情熱を燃やし、郷土興しの原動力たり得る人間育成」、このスローガンの下、本市の教育は数多の人材を育成し、ある者は故郷にとどまって郷土興しの原動力となり、ある者は遠く故郷を思いながら世界中で活躍しています。「ひとりだちの教育」は、これまでも、そしてこれからも長く本市教育の基本理念として受け継がれていかなければなりません。

世界は今、国と国、人と人との間の格差の拡大、地球規模の環境破壊とそれに伴う未曾有の自然災害、先鋭化した政治的、経済的、思想的対立等々、山積する課題への適切な対応が望まれています。

また、AI、ビッグデータ、IoT等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会そのものが劇的に変わる状況が生じつつあります。

さらに、私たちの日常生活に大きな影響を与えている地域温暖化等の環境問題やネットトラブル等の情報モラルの問題など、今日的な教育課題の解決に資する教育活動の充実も望まれています。

このような中で、これからの時代を担う若者たちが、依然として経済優先の考え方を追い、ひたすら物質的豊かさのみを願うならば、功利的、利己的欲望はますます人間性を浸蝕し、思いやりや自己犠牲、奉仕の精神といった人間の崇高さを駆逐していくにちがいません。

今求められているのは、いたずらに自分の利益のみを追うことなく、いかなる状況においても広く生命に対する思いやりや奉仕の精神をもって主体的に人生を切り開き、深い洞察力をもって社会の矛盾を解決し、人類を幸せに導こうとする人間、すなわち真に「ひとりだち」した人間の育成ではないでしょうか。本市の教育理念である「ひとりだちの教育」が未来に向かって発展していくための不可欠な営みとして存在する理由がここにあります。「ひとりだちの教育」の推進は、まさに社会の、時代の要請であると言えます。

西之表市教育委員会は、前計画終了を受け、その成果と課題の整理に併せ、急速に変化する教育環境を踏まえつつ、令和8年度から始まる5年計画として「西之表市教育振興基本計画」を策定します。

次代をしっかりと担う自立した子どもたちを育てるべく、さらにいっそう「ひとりだちの教育」を推進してまいります。

令和8年 月

西之表市教育委員会

ひとりだちの教育

波濤を越え、全国どこでも

たくましく生き抜くことのできる

力を備えた人間育成

および

郷土振興に情熱を燃やし、郷土興しの

原動力たりうる人間育成を

本市教育の基調とする

< 目次 >

○ はじめに

第1章 基本計画策定の趣旨

- I 策定の趣旨 1
- II 基本的な考え方 1

第2章 西之表市の教育の現状と課題

I 学校教育の現状と課題

- 1 児童生徒数の減少・学校規模について 2
- 2 学力の定着について 3
- 3 生徒指導について 5
- 4 体力・運動能力について 6
- 5 特別支援教育について 7
- 6 情報教育（ICT利活用）について 8
- 7 学校の施設設備について 8

II 社会教育の現状と課題

- 1 青少年の健全育成について 10
- 2 生涯学習の推進について 10
- 3 芸術文化の振興について 11

III 社会体育の現状と課題

- 1 生涯スポーツについて 13
- 2 競技スポーツについて 13

IV 歴史文化の現状と課題

- 1 文化財の保存と活用について 15
- 2 伝統文化・民俗芸能の保存・継承について 15
- 3 歴史文化の保存と活用について 15

第3章 今後5年間で取り組む施策の概要

I 自ら学び自立する力をはぐくむ教育の推進

- 1 学力の定着 18
- 2 小規模、複式教育の充実 18
- 3 理数教育・外国語教育の充実 19
- 4 特別支援教育の充実 19
- 5 キャリア教育の充実 20
- 6 情報教育（ICT利活用）の充実 20

II	規範意識を養い、豊かな心をはぐくむ教育の推進	
1	生徒指導の充実	22
2	道徳教育の充実	22
3	人権教育の充実	23
4	体験活動の充実	23
5	文化活動の充実	24
6	読書活動の推進	24
7	郷土教育の充実	24
III	健やかな体をはぐくむ教育の推進	
1	体力・運動能力の向上	26
2	食育の推進	26
3	健康教育の充実	26
IV	信頼される学校づくりの推進	
1	安全・安心な学校づくり	28
2	魅力ある学校づくり	28
3	教職員の資質向上	28
4	教育環境の整備・充実	29
5	家庭、地域社会における「人づくり」	29
V	社会教育の推進	
1	生涯学習の充実	30
2	芸術文化活動の促進	31
VI	社会体育の推進	
1	生涯スポーツの推進	32
2	競技スポーツの推進	32
VII	文化財の保存・歴史文化の活用	
1	文化財の保存・活用	34
2	伝統文化、民俗芸能の保存・活用	34
3	歴史文化の活用	35
第4章	計画の実現に向けて	
I	教育行政の着実な推進	36
II	学校・家庭・地域・企業等との連携・協力	36
III	関係機関との連携・協力	36
IV	県教育委員会との連携・協力	36
V	計画の進捗状況の確実な把握	36

○ 用語解説

○ 資料編

第1章 基本計画策定の趣旨

I 策定の趣旨

平成18年12月に約60年ぶりに改正された教育基本法において、その基本理念等を実現していくため、同法第17条に、①国は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないこと②地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが新たに規定されました。

これを受けて本市では、国、県の教育振興基本計画を踏まえた上で、本市の実情に応じた教育振興のための「西之表市教育振興基本計画」を平成23年2月に策定し、実行してきました。

【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

II 基本的な考え方

本基本計画においても、国や県の計画を参酌し、前期計画として始まる西之表市第7次長期振興計画との整合性を図り、令和8年度からの5年間に取り組む基本計画を示し、本市の実情に応じた教育振興のための基本的な計画とします。

基本計画の対象分野は、学校教育、社会教育、スポーツ、文化・芸術など、教育委員会所管事項に関することです。「成果指標」をもとに振り返ることで、基本計画の着実な推進を図ります。

なお、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」で策定を規定された「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下、「大綱」という。）については、本基本計画をもって代えることとします。

第2章 西之表市の教育の現状と課題

I 学校教育の現状と課題

1 児童生徒数の減少・学校規模について

本市の令和7年度の児童数は、小学校が全10校で658名、4年前と比較すると148名の減となっており、8校が複式学級を有する小規模校です。また、中学校は、平成21年度に6つの中学校が種子島中学校1校に統合され、令和7年度の生徒数は329名で、創立時と比較して181名の減、4年前との比較では50名の減となっています。

今後は、集合学習の充実などの小規模校の課題を解決する取組を進めるとともに、児童生徒数増に向けた取組をさらに進める必要があります。

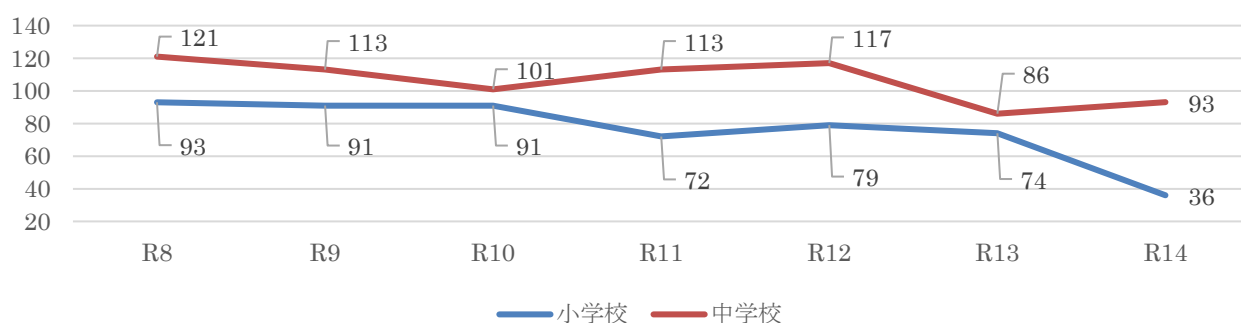
【児童数の状況：小学校】

	年度	ピーク時		R3(5月1日現在)		R7(5月1日現在)	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
榕城小	S34	1,791	39	487	22	408	21
上西小	S34	231	6	17	4	23	4
下西小	S38	370	8	104	7	77	7
国上小	S35	824	18	40	6	27	4
伊関小	S35	312	8	22	4	11	4
安納小	S35	311	9	13	4	13	3
現和小	S34	684	15	48	6	31	5
安城小	S34	351	10	17	5	15	5
立山小	S30	136	3	H27より休校			
古田小	S40	288	6	21	4	19	3
鴻峰小	S35	229	6	H13より休校、H26より閉校			
住吉小	S35	603	12	37	6	34	6
馬毛島小	S39	79	6	H8より閉校			
合計		6,209	146	806	68	658	62

【生徒数の状況：中学校】 ※ 馬毛島中学校は、H8より閉校、その他の中学校はH21年度より種子島中学校へ統合

	年度	ピーク時		種子島中					
		生徒数	学級数	H21(創立)		R3(5月1日現在)		R7(5月1日現在)	
				生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
榕城中	S38	1,328	28	510	15	379	15	329	15
国上中	S38	529	12						
現和中	S37	358	9						
安城中	S37	222	6						
古田中	S38	230	6						
住吉中	S40	234	6						
馬毛島中	S40	40	4						
合計		2,941	71						

小・中学校への入学児童生徒数（見込み） ※令和8年1月現在



2 学力の定着について

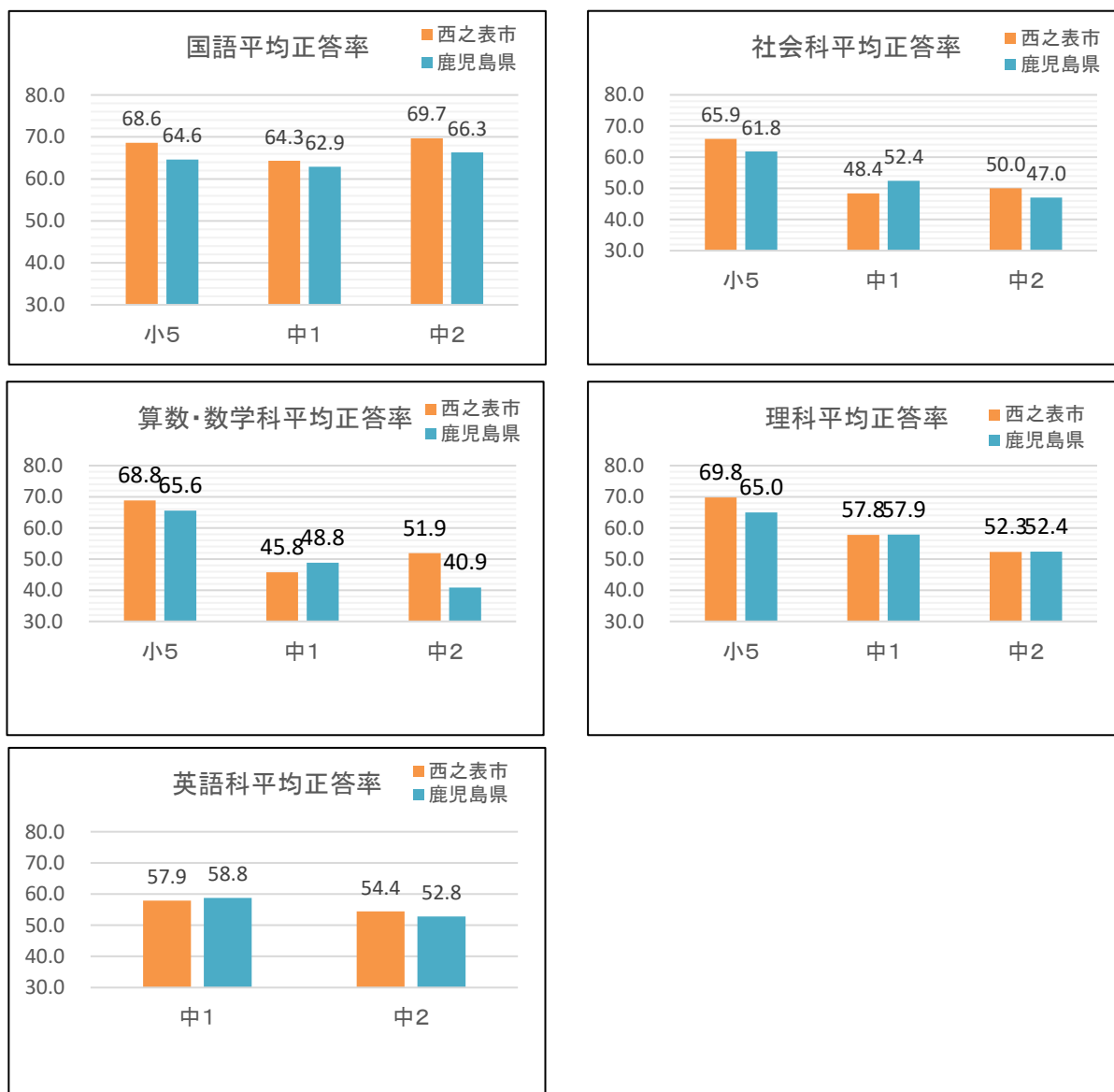
令和6年度の鹿児島学力・学習状況調査の結果では、小学校は、全ての教科で県平均正答率を上回りました。中学校1年生は、国語は県平均正答率を上回り、理科は県平均正答率とほぼ同じでしたが、社会・数学・英語は県平均正答率を下回りました。中学校2年生は、国語・社会・数学・英語は県平均正答率を上回り、理科は県平均正答率とほぼ同じでした。

また、令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果では、小・中学校のどちらも、国語・算数（数学）ともに全国平均正答率を上回りました。家庭における学習時間については、小学校は、全国平均を上回り、中学校は全国平均を大きく下回っており、中学生の家庭での学習時間が十分確保できていない状況が見られます。

今後は、学ぶことの楽しさや喜びを実感できる授業づくりに向けた指導法改善をさらに進め、知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等を伸ばす指導法改善を強化するとともに、学習と自らの将来との関係付けを意識させていくキャリア教育を充実させるよう努めていきます。

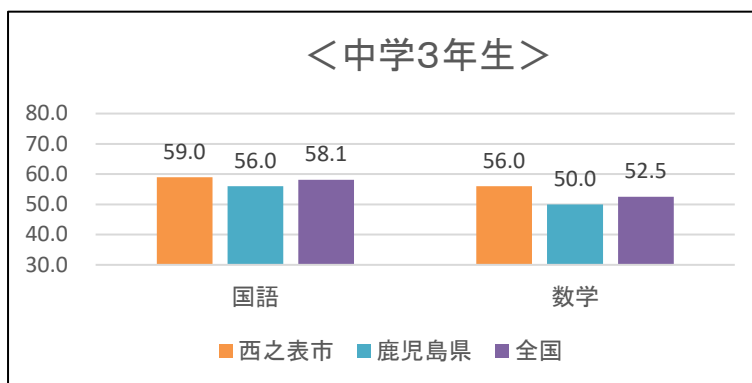
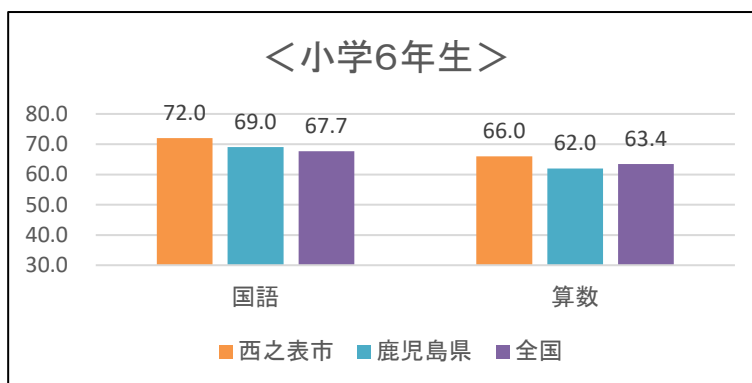
特に、小規模校においては、小学校集合学習の更なる充実や、複式指導法研修会等による指導法改善に取り組むとともに、少人数のメリットを生かし、個別最適な学びと協働的な学びを充実させる取組に努めていきます。

(1) 令和6年度「鹿児島学力・学習状況調査」の結果から



(2) 令和6年度「全国学力・学習状況調査」結果から

ア 学力の状況（正答率）



イ 学習状況（質問調査から抜粋）

a 学習に対する関心・意欲・態度

【国語の勉強は好きですか。】

	小学校	中学校
本市	50.0%	60.3%
全国	62.0%	64.3%

【国語の授業の内容はよく分かりますか。】

	小学校	中学校
本市	89.6%	81.1%
全国	86.3%	82.7%

【算数・数学の勉強は好きですか。】

	小学校	中学校
本市	57.6%	62.1%
全国	61.0%	57.2%

【算数・数学の授業の内容はよく分かりますか。】

	小学校	中学校
本市	85.8%	81.0%
全国	82.1%	75.7%

b 学習時間に関する状況

【学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか。

（塾、家庭教師含む）】

	小学校	中学校
本市	56.6%	41.4%
全国	54.6%	64.3%

※ 小学校：1時間以上、中学校：2時間以上と回答した割合

【土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか。

（塾、家庭教師含む）】

	小学校	中学校
本市	53.8%	23.4%
全国	49.1%	36.2%

※ 小学校：1時間以上、中学校：2時間以上と回答した割合

3 生徒指導について

いじめについては、小・中学校とも1件でも多く認知し、それらを迅速に解消するという方針で対応し、ほぼ全て解消となっています。また、問題行動等も減少し、落ち着いた状況です。

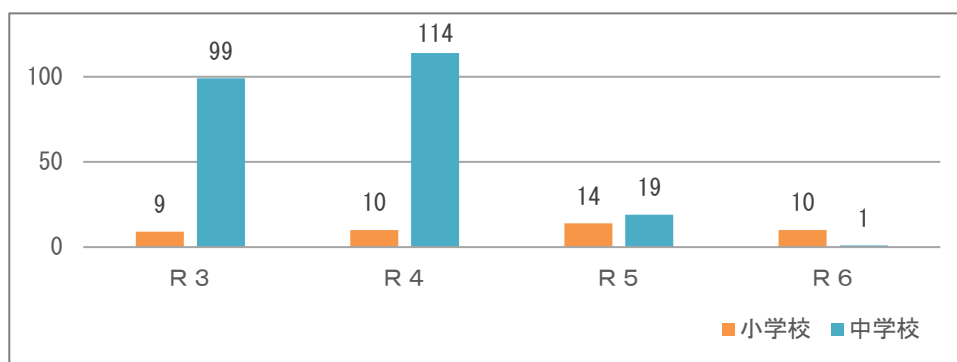
不登校については、令和6年度では、小学校全体で18人、中学校では23人となっています。

今後は、児童生徒の実態や対応について小・中学校間の連携をさらに進め、未然防止に努めていきます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用するとともに、福祉事務所や児童相談所とも積極的に連携して、きめ細かな対応を進めていきます。

さらに、「学校楽しいーと」や一人一台端末を活用した心の健康観察等を計画的に活用して、児童生徒一人一人の実態把握に努め、校内研修等を通して生徒指導に係る教職員の資質向上に努めていきます。

(1) いじめの認知件数の推移



※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

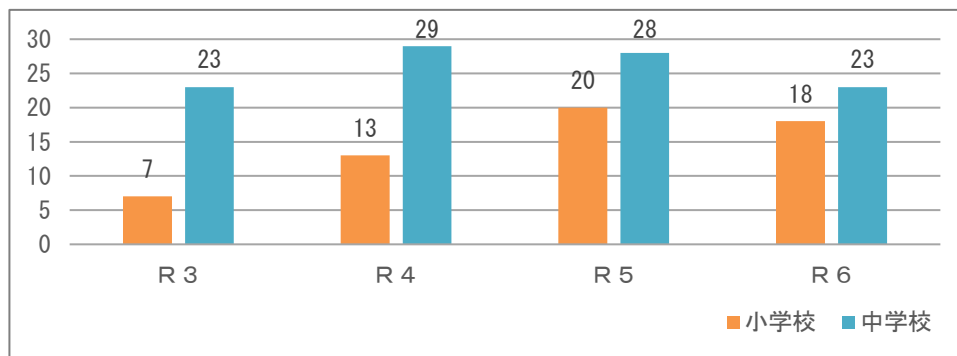
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【参考】：「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか？」：小学生

	本市	県	全国
当てはまる	82.1%	79.3%	79.5%
どちらかといえば、当てはまる	17.0%	17.6%	17.2%
どちらかといえば、当てはまらない	0.9%	2.3%	2.5%
当てはまらない	0%	0.7%	0.8%

(R6 全国学力・学習状況調査より)

(2) 不登校児童生徒数の推移（病気や経済的理由以外での年間30日以上欠席者）



4 体力・運動能力について

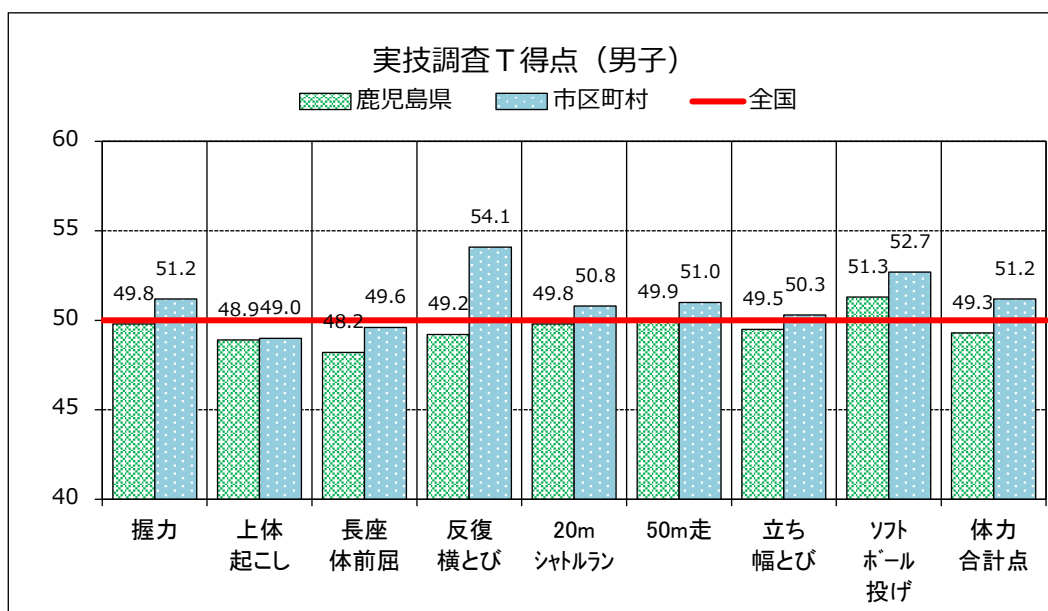
令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果によると、調査対象となった小学5年生と中学2年生においては、国・県を上回っている種目数は、小学校男子は8種目中6種目、女子は8種目中4種目、中学校男子は8種目中4種目、女子は8種目中8種目となっており、本市の児童生徒の運動能力は国や県よりも上回っています。

また、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合は、小学校男子が98.5%、女子が98.0%、中学校男子89.6%、女子が91.5%となっており、多くの児童生徒が体を動かすことに積極的であるという状況です。

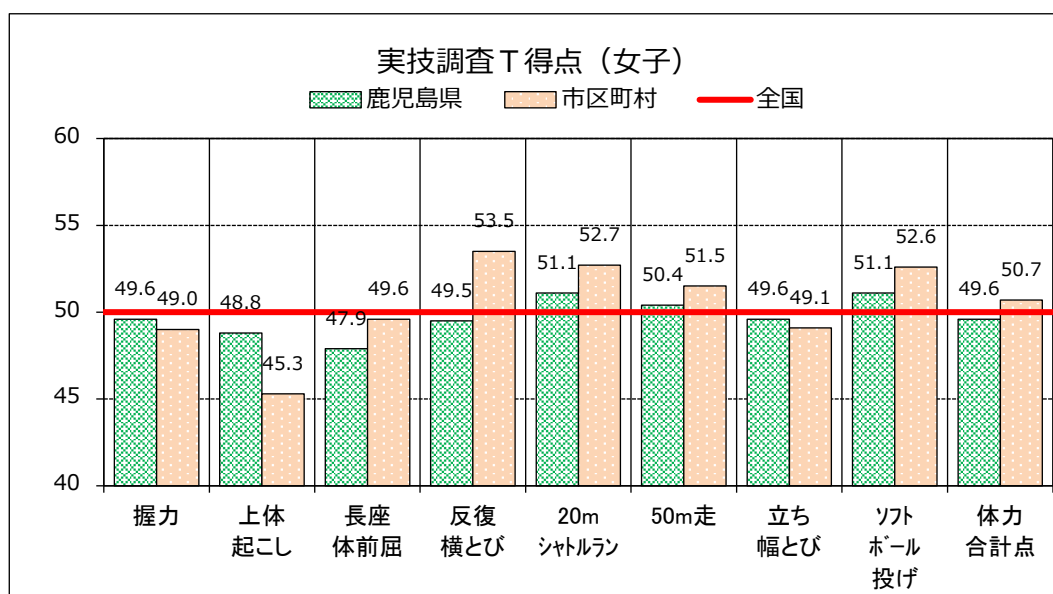
今後は、県・全国平均を下回る上体起こし、長座体前屈といった種目を中心に、向上のための取組を強化していきます。

(1) 令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果から

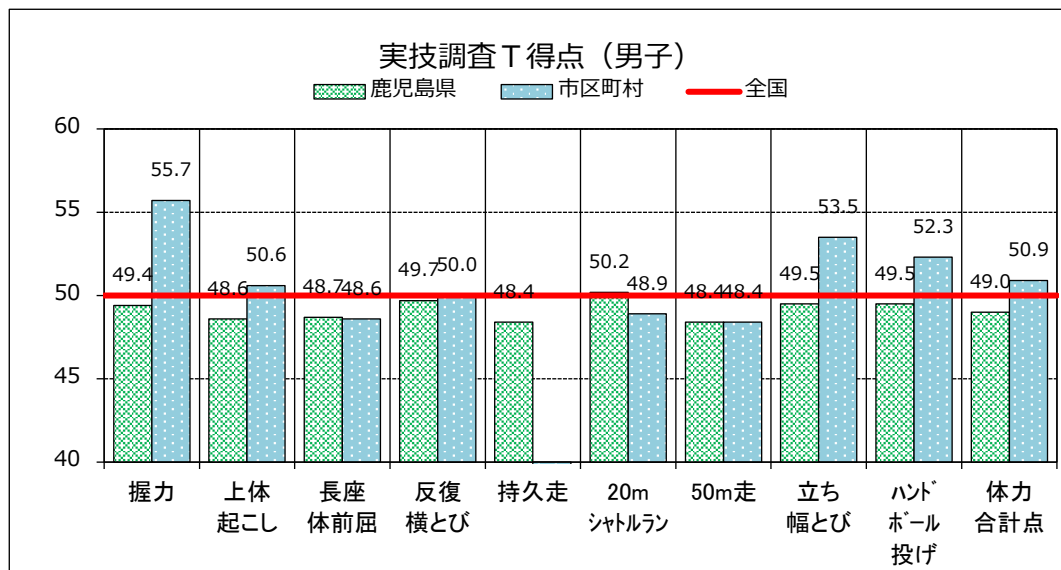
ア 小5男子



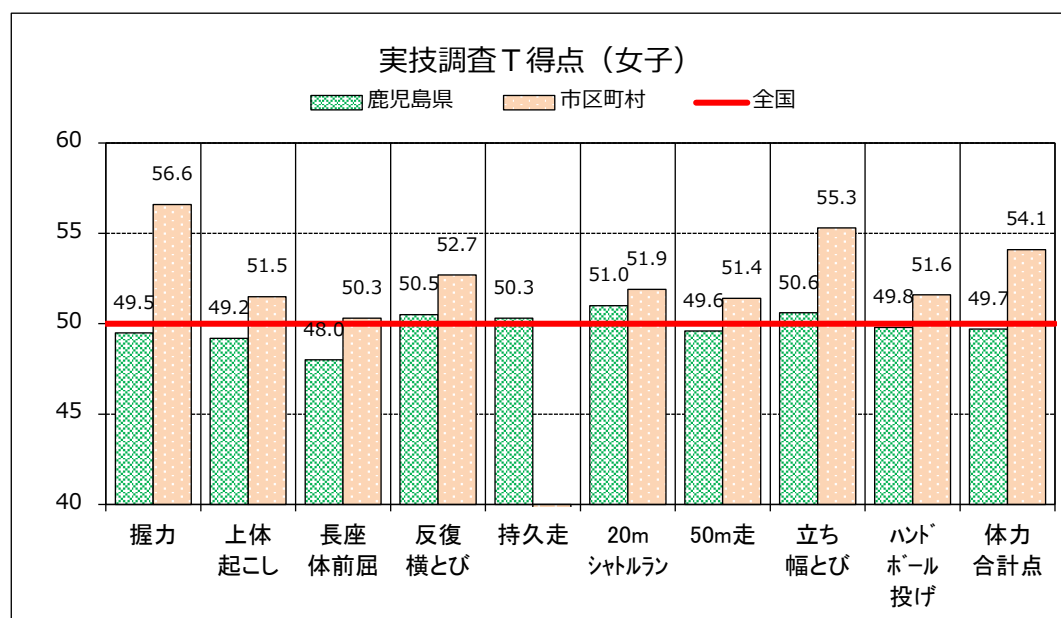
イ 小5女子



ウ 中2男子



エ 中2女子



5 特別支援教育について

令和6年度、本市の特別支援学級は、小学校に19学級、中学校に8学級、通級指導教室は、榕城小学校に3教室、種子島中学校に1教室設置しています。

また、通常の学級での学習や生活に困難がある児童生徒を支援するために、小・中学校に14名の特別支援教育支援員を配置しています。

さらに、発達障害等のある児童生徒に対する巡回相談を中種子特別支援学校の協力により実施しており、特別支援教育に係る施策は、国の動向にも適切に対応し、年々充実してきました。

今後は、特別支援教育へのニーズの高まりを踏まえ、特別支援学級新設に伴う教室や備品等の整備体制や、特別支援教育支援員による支援体制を整えるとともに、進級・進学に向けた教育相談や未就学児の就学相談の機会を拡大し、適切な就学支援や保護者の不安の解消に努めることが必要です。

(1) 特別支援教育体制の整備現状（令和6年5月1日現在）

ア 特別支援学級等の設置状況

	特別支援学級		通級指導教室		計
	小学校	中学校	小学校	中学校	
知的障害	6	2			8
自閉症・情緒障害	11	5	1	0	17
肢体不自由	1	0			1
難聴	1	1			2
言語障害			2	0	2
LD・ADHD			0	1	1
計	19	8	3	1	31

イ 特別支援教育支援員の配置状況

榕城小	上西小	下西小	国上小	伊関小	安納小	現和小	安城小	古田小	住吉小	種子島中
4	1	1	1	1	1	1	0	1	1	2

6 情報教育（ICT活用）について

情報教育については、教育活動全体を通して、児童生徒の情報活用能力（情報モラルを含む）の育成を図り、情報社会へ参加する態度等を身に付けさせています。

情報教育に必要な機器等の整備については、GIGAスクール構想第2期を踏まえ、校内無線LANの環境の拡充、児童生徒1人1台タブレット端末のLTE端末への更新を進めています。

今後は、情報モラルに関する指導を強化するとともに、児童生徒1人1台タブレット端末の効果的な活用を通して学習指導要領で示されている「プログラミング的思考」を育てる指導を進め、学習指導法の改善を一層進めていくことが必要です。

(1) 本市児童生徒のインターネット利用状況（R6.9）

ア 所持率

【出典：令和6年度インターネット利用等実態調査】

	自分専用のインターネット接続機器（携帯電話、スマートフォン、ゲーム機器）の所持率
小学校	78.9%
中学校	90.3%

※ 自分専用の携帯電話、スマートフォンのみの所持率は、小学校18.8%、中学校59.4%です。

イ 家庭内における使用上のルール設定の状況（R6.9）

小学校	91.4%
中学校	83.2%

(2) 教育用コンピュータの配備状況（R6.7）

	児童生徒用	教師用
小学校	692台／658人	121台／121名
中学校	336台／329人	31台／31名

7 学校の施設整備について

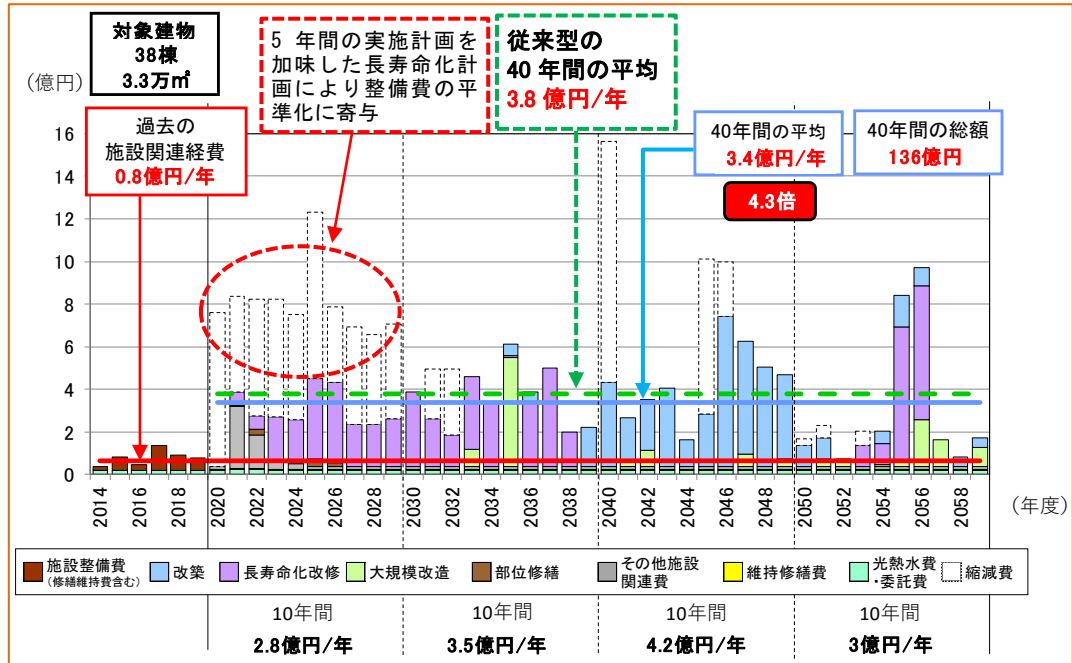
学校施設については、全ての学校の耐震化は完了しています。しかし、校舎、体育館、プール、グラウンドなど補修・改修等を必要とする施設が多くあります。

文部科学省では、自治体が所有する学校施設等の急速な老朽化が予測されることから、施設等の戦略的な維持管理等を推進するため「インフラ長寿命化計画」を策定したことを踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を令和2年度までに策定する旨の通知に基づいて、本市も令和元年度に「西之表市学校施設長寿命化計画」を策定しました。

今後、西之表市学校施設長寿命化計画と中長期的な方向性や整備の基本的な方針を示した「西

之表市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、学校施設等において将来見込まれる補修費等の平準化を図りつつ、地域の実情や関係課、小学校のあり方の検討などとあわせて、多様な学習活動等にも対応できる施設整備をしていく必要があります。

長寿命化計画による維持・更新コストの試算（平準化を見込んだ場合）



※作図は文部科学省提供ソフトによる

Ⅱ 社会教育の現状と課題

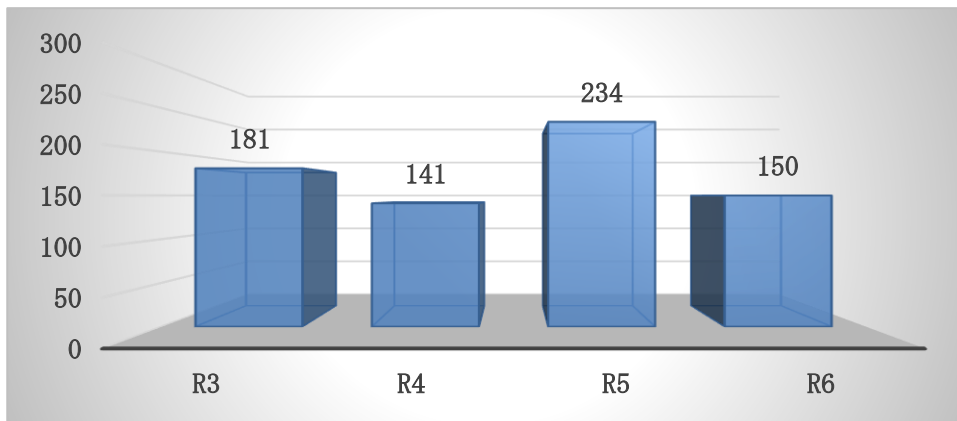
1 青少年の健全育成について（※青少年…6歳から18歳に達するまでの者）

子ども会やPTAとの連携を深め、社会に貢献する奉仕の精神や、次代をたくましく生き抜く力をもった青少年の育成に取り組んでいます。中でも、青少年育成市民会議や青少年問題協議会の開催、校外生活指導連絡協議会等との連携により、環境浄化や非行の未然防止に努めています。

また、ふるさとを大切にす豊かな心やたくましく生きる力を育むため、体験型の「ふるさとまなび～隊」事業を行っています。

今後は、スマホ所持の低年齢化などが進む現代において、ネット機器の使い方やネット上の様々な情報を正しく読み取り、状況に応じて適切な判断や行動ができる力を身に付けさせるための体制整備など、ICT社会に生きる青少年の健全育成に向けた取組を充実させていくことが必要です。

(1) ふるさとまなび～隊 延べ隊員数の推移（単位：人）

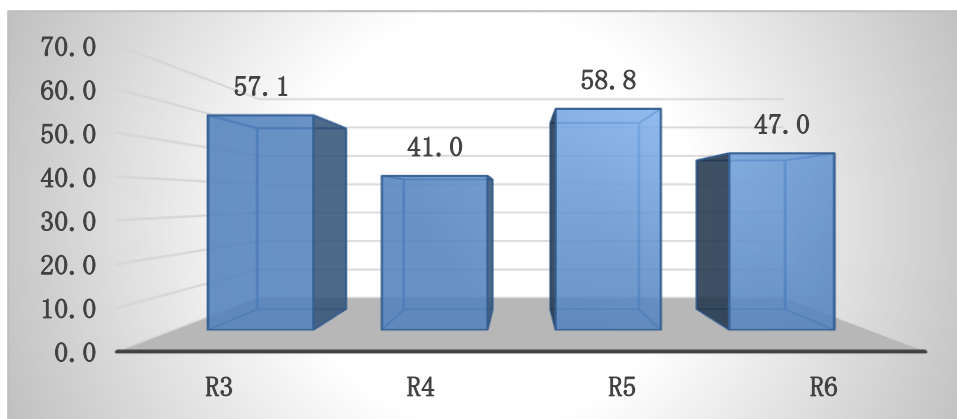


2 生涯学習の推進について

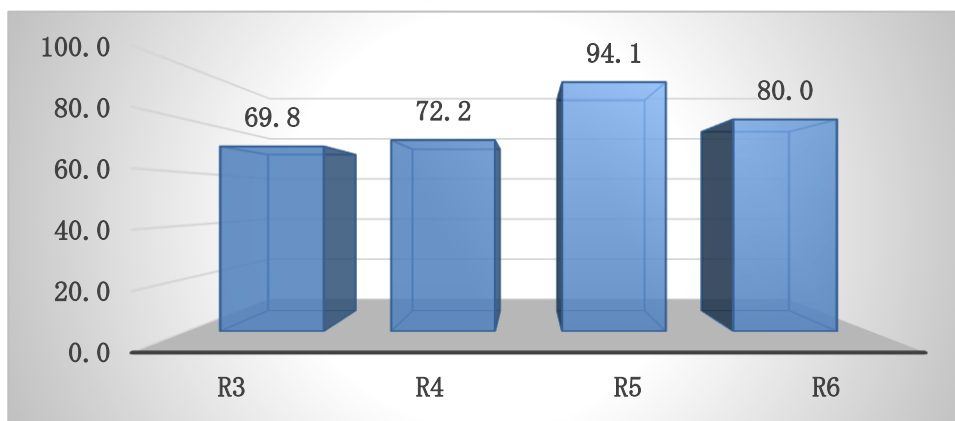
すべての市民が学ぶ喜びを実感し、生涯にわたって学び続ける気持ちをもち続けることができるよう、ライフステージに応じた市民講座の開設や自主講座の育成支援により、市民に学びの喜びや大切さを認識していただくとともに、受講生どうしの交流や学習成果を生かす機会の提供に努めています。

今後とも、多様化する学習ニーズに応えながら、市民が生涯にわたって楽しく学び続けることができるよう、指導者の発掘や登録、人材育成など、生涯学習の推進体制の整備や自主講座の積極的支援・育成を進めていきます。

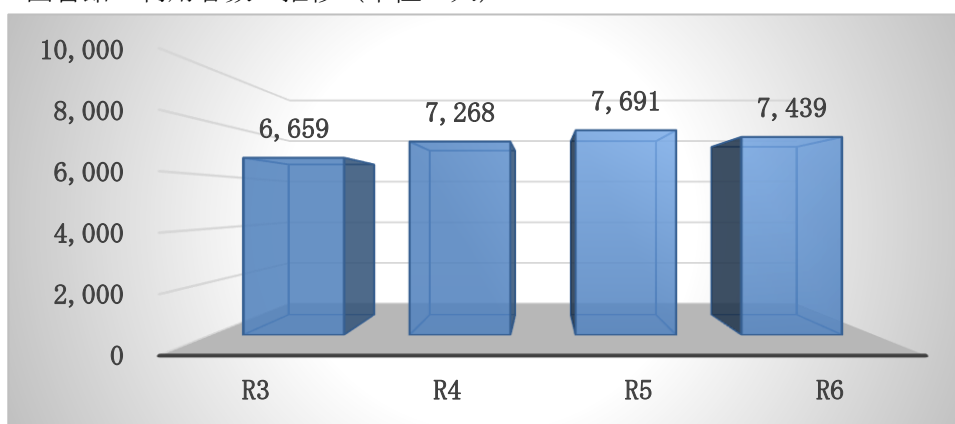
(1) 今後の学習活動への取組意欲の推移（単位：％） 市民アンケート



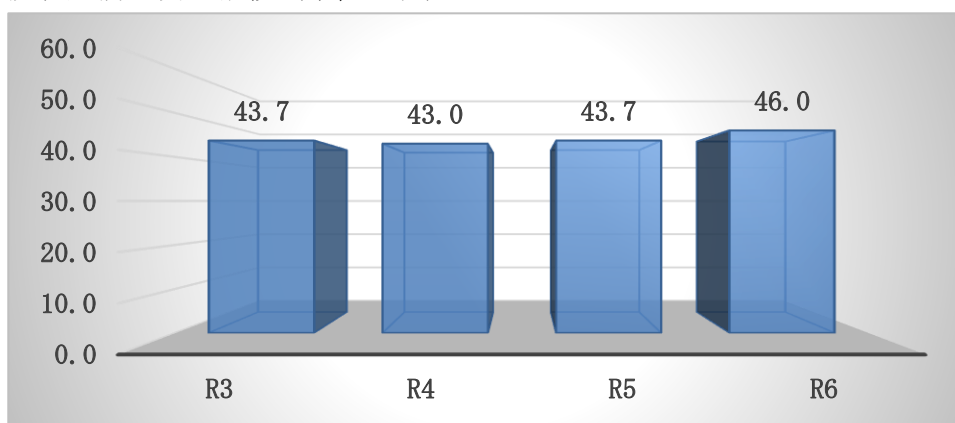
(2) 市民講座受講生の満足度の推移 (単位：%)



(3) 市立図書館の利用者数の推移 (単位：人)



(4) 施設利用満足度の推移 (単位：%)

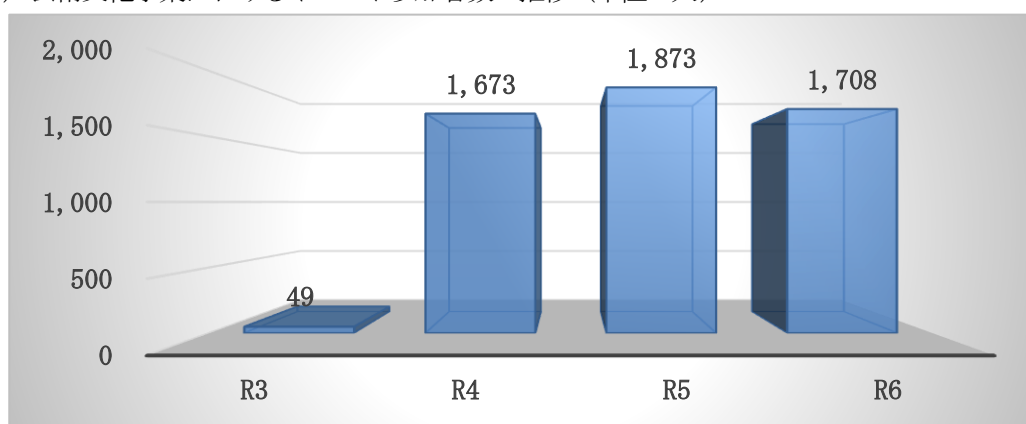


3 芸術文化の振興について

芸術文化に関するニーズは、年齢を問わず大変多様化し、一流の芸術文化を鑑賞できる機会を望む声も高まっています。一方で、文化活動の中心母体である市文化協会は、会員の高齢化や減少が進んでいます。

今後とも、市文化協会をはじめとする文化団体の活動を支援していくとともに、地域住民が日常的に芸術文化に親しめるように、文化施設等の環境整備と活用を進めながら、芸術文化を将来にわたって発展させていくため、若手アーティストや芸術文化を支える人材の育成を図ります。

(1) 芸術文化事業におけるイベント参加者数の推移 (単位: 人)



※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、西之表市民文化祭などのイベントが中止となりました。

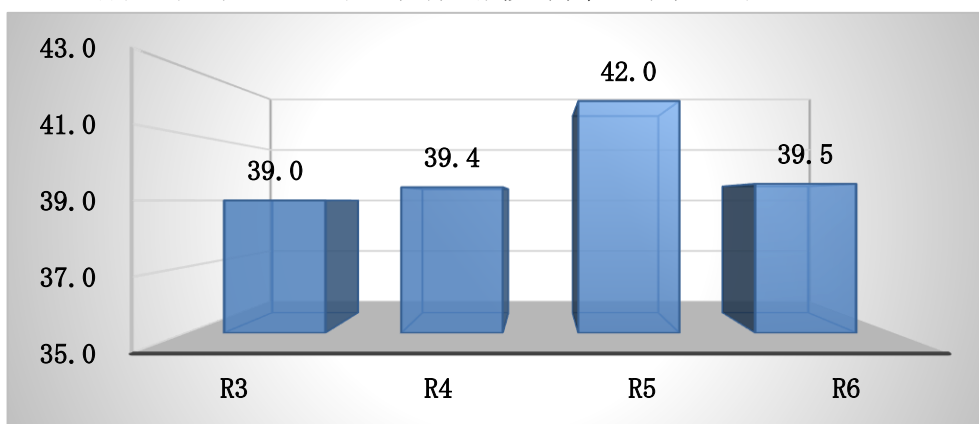
Ⅲ 社会体育の現状と課題

1 生涯スポーツについて

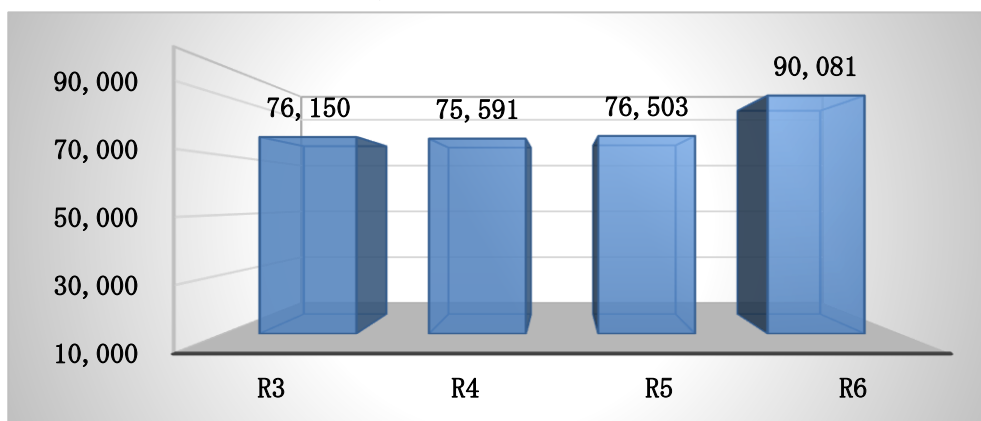
市民が、「いつでも、どこでも、だれでも」それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツ・レクリエーションに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力ある生活の実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ることが大切です。これまで、総合型スポーツクラブを設置し、幼児期から様々なスポーツに取り組む機会を提供し、幅広く気軽に運動できる環境づくりに努めてきました。しかし、市民アンケート結果によれば「スポーツ活動に取り組んでいる」人の割合は、伸び悩んでいる状況です。

今後は、市民誰もがそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じた生涯スポーツ活動を推進します。併せて、スポーツ団体の指導者の確保・育成や資質の向上、指導体制の充実・強化を図るとともに、体育施設の環境整備や維持管理を進めていきます。

(1) スポーツ活動に取り組んでいる人の割合の推移（単位：％） 市民アンケート



(2) 体育施設利用者数の推移（単位：人）



2 競技スポーツについて

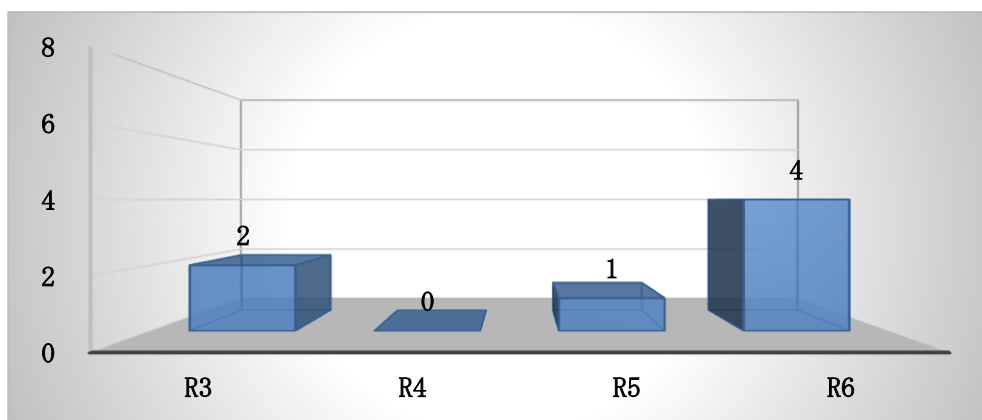
本市出身のスポーツ選手が、県大会や全国大会等で活躍することは、市民に夢と感動と活力を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成にも寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本市のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。

本市の競技スポーツの状況は、近年、少年の部において、相撲・柔道・空手道競技で九州・全

国レベルの大会に出場し、優秀な成績を収めています。一方で、スポーツ少年団は、少子化により団員数が減少しており、それに伴い、各地区の単位団体も衰退していく傾向があります。

今後は、市スポーツ協会や各種競技連盟等と連携を図りながら、市民のスポーツ競技力及び技術力の向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の育成・強化を推進します。また、スポーツ交流合宿誘致については、スポーツ交流人口の増加を推進することで、市民の健康増進及び競技力の向上を目指しており、積極的な誘致活動を展開していく中で、「西之表市で合宿してみたい。合宿してよかった。」と思ってもらえるような付加価値のある合宿メニューを提供します。

(1) スポーツ合宿団体数（単位：団体）



※令和3～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、合宿の受け入れを中止した期間がありました。

IV 歴史文化の現状と課題

1 文化財の保存と活用について

文化財等をより身近なものとして感じながら郷土の歴史を学ぶことで、郷土愛を深めることが求められる時代となり、その保護・活用の意義が大きくなっています。本市には、有形・無形文化財、民俗文化財・史跡・天然記念物など個性豊かな多くの文化財があります。近年、指定文化財件数は微増しており、特に指定文化財の増加により、地域資源としての価値の掘り起こしを進めています。

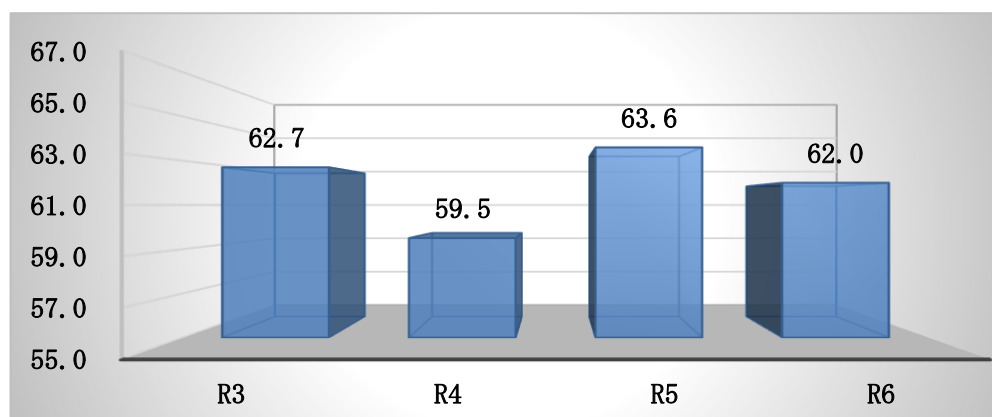
一方で、未指定の文化財については、将来的に逸失することがないように貴重な地域遺産として調査研究に努めていますが、少子高齢化・過疎化等の影響で、個人や地域での保存・保護が難しくなっています。また、市民アンケートにおける文化財への愛着・誇りの意識は、一時的な低下を経て回復傾向にあるものの、引き続き意識の醸成が必要です。

今後は、文化財の公開と保存、収蔵施設である種子島開発総合センターの整備とともに、文化財の効果的な活用と観光等への活用を含むまちづくりとの連携を積極的に推進していきます。

(1) 指定文化財件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
国指定 文化財	5	6	6	6
国登録 文化財	4	4	4	3
国選択 文化財	3	3	3	3
県指定 文化財	10	10	10	10
市指定 文化財	56	55	55	59

(2) 郷土の文化財に愛着・誇りを持っている人の割合の推移（単位：％）市民アンケート



2 伝統文化・民俗芸能の保存・継承について

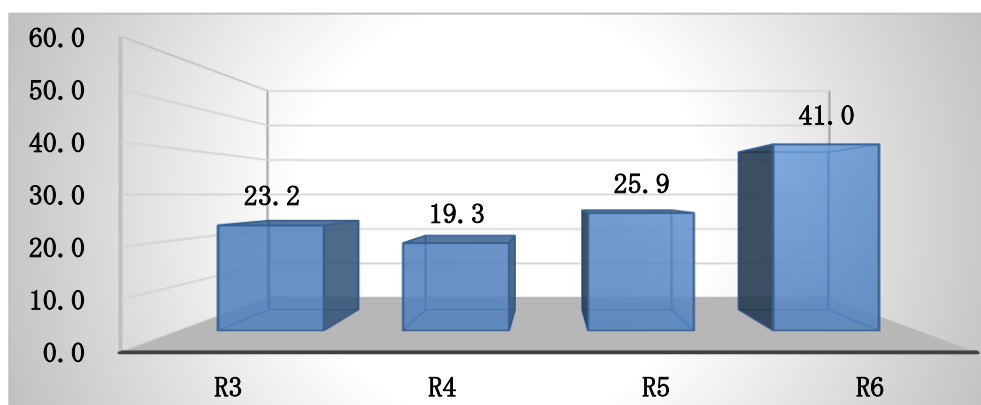
郷土に残されている伝統文化や民俗芸能は、人々の生活に密着し、その一部は精神的なよりどころとなっています。本市には特色豊かな伝統文化・伝統行事や民俗芸能が数多く受け継がれていますが、昨今の少子高齢化・過疎化等により、その担い手が不足するなど、その保存・継承が難しくなっています。さらに、伝統文化や民俗芸能にふれる機会も少なくなっています。

近年、市民アンケートにおける地域の伝統行事や文化事業を観覧した人の割合は、一時的な落ち込みを経て大きく上昇しており、関心や参加意欲の高まりが見られます。

今後は、市内に伝わる伝統文化や民俗芸能にふれる機会をより多くの市民に提供するとともに、

担い手育成の取組を支援することが必要です。

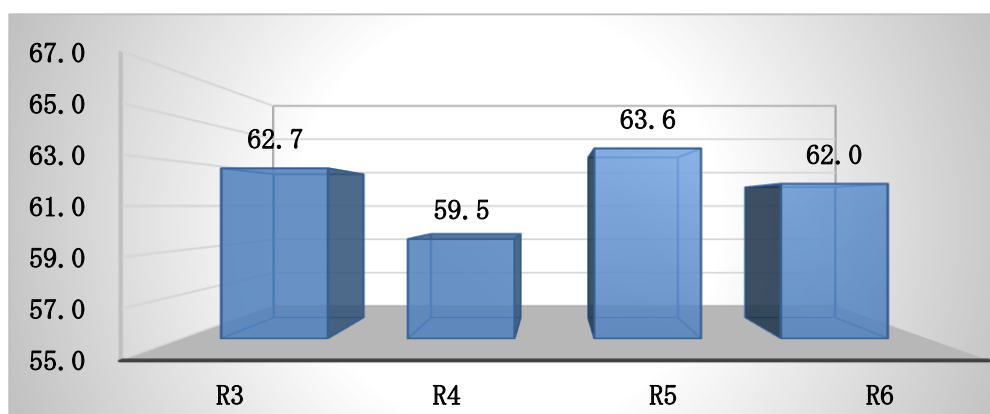
(1) 地域の伝統行事や文化事業を観覧した人の割合の推移(単位:%) 市民アンケート



3 歴史文化の保存と活用について

長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である歴史文化資源について「西之表市史」にまとめることにより、資料としてだけでなく、市民の学びや交流の手段として利用するとともに、観光部署をはじめ他部署とも連携しながら、学びや観光、まちづくりに活かしていくことが求められています。

(1) 郷土の文化財に愛着・誇りを持っている人の割合の推移(単位:%) 市民アンケート



第3章 今後5年間で取り組む施策の概要

本基本計画においては、第7次長期振興計画（前期計画）を踏まえ、次の6つの重点項目を計画の方向性として定め、今後5年間各施策を進めていくこととしています。

- I 自ら学び自立する力をはぐくむ教育の推進
- II 規範意識を養い、豊かな心をはぐくむ教育の推進
- III 健やかな体をはぐくむ教育の推進
- IV 信頼される学校づくりの推進
- V 社会教育の推進と文化財の保護・活用
- VI 社会体育の推進

【西之表市第7次長期振興計画（前期計画）における教育関連分野の概要】

（3）ひと分野

将来を担う「ひと」が育ち、全ての「ひと」が生涯にわたっていきいきと輝けるまち

- 施策13 「学校教育の充実」
 - ・ 施策の意図：これからの社会を担い、自らの未来をたくましく切り拓く『ひとりだち』の力を備えた児童生徒を育成するとともに教育環境の整備・充実を図る。
 - ・ 施策の展開：48 「自ら学び自立する力をはぐくむ教育の推進」
49 「規範意識を養い、豊かな心をはぐくむ教育の推進」
50 「健やかな体をはぐくむ教育の推進」
51 「教育環境の整備・充実」
- 施策14 「社会教育の充実」
 - ・ 施策の意図：生涯にわたって学び続け、生きがいに満ちた豊かな生活を送ることができる。
 - ・ 施策の展開：52 「生涯学習機会・環境の充実」
53 「社会教育団体の育成・支援」
54 「青少年の健全育成」
55 「社会教育施設整備の充実」
- 施策15 「芸術文化・文化財保護の充実」
 - ・ 施策の意図：市民が強度に誇りと愛着を持ち、豊かな心を育むことができる。
 - ・ 施策の展開：56 「芸術・文化活動の推進」
57 「文化財保護の充実・活用」
58 「伝統文化・民俗芸能の保存と活用」
- 施策16 「生涯スポーツの充実」
 - ・ 施策の意図：市民がスポーツ・レクリエーションを通じて、心身ともに健康的な生活を営むことができる。
 - ・ 施策の展開：59 「体育施設の充実」
60 「スポーツ・レクリエーションの振興」

I 自ら学び自立する力をはぐくむ教育の推進

めまぐるしく変化していく現代社会で「ひとりだち」していくためには、児童生徒自身が「学ぶ」ことの意義と喜びを実感し、主体的に「学び」に向かうことが必要です。学校教育においては、「教科」を中心とした学力の定着はもとより、時代の要請に対応すべく情報教育（ICT利活用）や環境教育、国際理解教育、消費者教育、金融教育など幅広い分野に視点をおいた教育課程の編成及び体験的な教育活動を推進していきます。

1 学力の定着

(1) 基本的な考え方

「何のために学ぶのか」という学習の意義を児童生徒と教職員が共有し、教職員が「どんな力を身に付けさせるのか」を明確にした上で、児童生徒が楽しく主体的に学びの能力を伸ばしていくことができるよう、各種研修を通して教職員の指導力向上に取り組みます。

特に、学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」のある授業づくりを目標に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱を視点において授業改善を推進し、「全国学力・学習状況調査」、「鹿児島学力・学習状況調査」の結果の向上を目指します。

また、「学習者主体の授業」の実現による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、家庭と緊密に連携し、「家庭学習マイゴールチャレンジ」による児童生徒の家庭での主体的な学習習慣の充実に向けての取組を推進します。

(2) 5年間の主な取組

- 「全国学力・学習状況調査」、「鹿児島学力・学習状況調査」の分析結果に基づき、具体的かつ積極的な指導法の改善に取り組みます。
- 幼・保・こ・小・中・高連携による学力向上推進会議で、総合的な学力向上対策に取り組みます。
- 家庭学習の進め方などの共通実践事項の策定や「小中が連携した学び方の具体的共通実践事項Ⅱ」の活用など、家庭と協力しながら家庭学習の質と量の向上を図ります。
- 1人1台タブレット端末を活用した学習指導法の工夫に取り組みます。

(3) 成果指標

- 全国学力・学習状況調査結果の状況
- 鹿児島学力・学習状況調査結果の状況

2 小規模、複式教育の充実

(1) 基本的な考え方

少人数指導や個別指導の充実など、小規模校・複式教育の「よさ」を効果的に生かした特色ある教育活動を推進します。複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、研修機会の確保に努めます。

また、集合学習の充実や情報機器の活用などを通して、小規模校の課題の解決に努めます。

(2) 5年間の主な取組

- 小学校集合学習やオンラインでの合同学習を充実させ、より大きな集団での学びを経験させるとともに、コミュニケーション能力の向上を図ります。
- 県総合教育センター等との連携・協力により、指導法の改善、教職員の指導技術の向上に取り組みます。

- 各種コンクール等への応募や新聞への投稿などを通して、自分の考えや意見を表現する力を伸ばし、自己の確立を目指すとともに、一人一人の自己肯定感を高めます。

(3) 成果指標

- 各種研修会への参加率及び校内研修の実施率

3 理数教育・外国語教育の充実

(1) 基本的な考え方

問題解決的な授業となるよう、児童生徒自らが問いをもつ学習課題の設定、自力解決場面の設定、協働して相互解決をする場面の設定、解決過程を振り返る場面の設定など、1単位時間あたりの授業の進め方に関する指導・助言を継続します。また、市研究協力校を指定し、指導法の改善、教職員の指導力向上に努めます。

理数教育については、児童生徒の発する「なぜ」という問いを大切にしながら授業を進め、思考力、判断力、表現力等の育成に特に力を入れていきます。

小学校の外国語活動及び外国語科については、専門性の高いSET (Super English Teacher) 加配を活用し、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成に努めます。

また、外国語指導助手 (ALT) の効果的な活用により、ネイティブの英語にふれる機会を増やすとともに、異文化理解に対する興味・関心を高めます。

(2) 5年間の主な取組

- 県総合教育センターと連携した研修の充実を図り、特に算数・数学、外国語に関する実践的な研修を実施します。
- JAXA (宇宙航空研究開発機構) や三菱重工業株式会社宇宙事業部との連携協定を踏まえ、ペットボトルロケットの製作、液体窒素を使った実験など宇宙航空を題材にした教育活動を実施します。
- ALT (外国語指導助手) の配置を工夫し、サポート体制を強化します。
- 英語検定受検への支援を推進するなど、児童生徒の外国語に対する意欲を高めます。

(3) 成果指標

- 全国学力・学習状況調査における算数・数学の結果
- 鹿児島学力・学習状況調査における算数・数学、理科、英語の結果

4 特別支援教育の充実

(1) 基本的な考え方

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) が施行され、特別な支援が必要な児童生徒に対し、合理的配慮を提供することが定められました。このことを踏まえ、児童生徒の実態をより丁寧に把握し、学校教育を受ける上で生じる障壁をできるだけなくすように、環境の調整や、意思疎通の配慮をするなど個に応じた適切な工夫に努め、児童生徒のきめ細かな理解と一貫した指導・支援を進めていきます。

また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケアを必要とする児童生徒及びその家族に対する支援を総合的に実施する責務が定められました。このことを踏まえ、医療的ケアを必要とする児童生徒の学びを保障するため、教育・医療・福祉の連携による教育環境を整備及び支援体制の構築に努めます。

(2) 5年間の主な取組

- 幼児を含め、家庭との就学前の連携をさらに強化し、児童生徒のよりきめ細かな実態把握と個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成による具体的な支援の充実に努めます。
- 中種子特別支援学校と連携し、教育相談の充実に努めます。
- 「言語障害通級指導教室」、「自閉症・情緒障害通級指導教室」、「LD・ADHD等通級指導教室」の充実に努めます。
- 特別支援教育支援員の適正配置と支援の充実に努めます。
- 特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の研修の充実に努めます。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒及び保護者が安心して学びの場を選択できるように、相談体制の充実に努めるとともに、個別の教育的ニーズに応じた丁寧な説明と合意形成に努めます。

(3) 成果指標

- 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成状況、特別支援教育支援員の配置状況

5 キャリア教育の充実

(1) 基本的な考え方

望ましい勤労観や職業観、主体的に進路を選択・決定できる能力を身に付け、様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人、職業人として自立できる児童生徒の育成に努めます。

併せて、発達の段階に応じた、学校の教育活動全体を通じた系統的なキャリア教育を推進し、事業所や商工会などの関係機関との連携を強化して、職場体験学習等の充実に努めます。

(2) 5年間の主な取組

- 幼・保・こ・小・中・高校の連携を推進します。
- 様々な職場の関係者による出前講座を実施するなど、職業に対する理解を深めます。
- OBや郷土の先輩、外部講師を招いての講演会を実施するなど「生き方指導」を充実します。
- 職場体験学習の充実のために、商工会等と連携を強化し、受け入れ先の拡充に努めます。

(3) 成果指標

- 全国学力・学習状況調査における児童生徒の実態
(質問事項)
「将来の夢や目標を持っていますか」

6 情報教育（ICT利活用）の充実

(1) 基本的な考え方

情報教育に関する学習環境を充実させるとともに、1人1台のタブレット端末をはじめとするICTを十分に活用した教育を推進します。また、ネットいじめの未然防止やフィルタリングの活用など児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育に取り組みます。

(2) 5年間の主な取組

- 児童生徒用・教職員用タブレット端末等の更新及び効果的な活用を進めます。
- 児童生徒の授業におけるタブレット端末の効果的活用を推進するとともに、ICTを活用した授業のできる教職員の育成を図るため、研修の充実に努めます。
- 県総合教育センターと連携して外部講師による研修会を実施するなど、情報教育を充実します。

(3) 成果指標

- 全国学力・学習状況調査における児童生徒の実態

(質問事項)

「これまでに受けた授業で、コンピュータなどのICT機器をどの程度使用しましたか」

「学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、どの程度使用していますか」

- 情報教育に関する職員研修や具体的な教育活動の状況

Ⅱ 規範意識を養い、豊かな心をはぐくむ教育の推進

価値観が多様化、複雑化した現代社会で「ひとりだち」していくためには、確かな規範意識を身に付け、自他を尊重する人権感覚と豊かな感性を備え、よりよい人間関係を築いていく力を身に付けさせることが必要です。また、長い人生の中では、挫折から立ち直る心の弾力性（レジリエンス）も必要です。

学校教育においては、これらの課題に直接対応するため、「生徒指導提要〔令和4年12月〕」に示されている発達支持的生徒指導、道徳教育はもとより、様々な体験活動を通して、しなやかで豊かな心を育てていきます。

1 生徒指導の充実

(1) 基本的な考え方

全教職員が一体となって心に届く生徒指導を展開し、家庭、地域社会、関係機関とも緊密に連携しながら、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自らが現在および将来における自己実現を図っていくための能力を育成します。

不登校やいじめ等については、校長のリーダーシップの下、すべての教職員が課題を共有し、未然防止、初期対応に努めるとともに、教職員のカウンセリング能力の向上を図り、課題解決に努めます。

(2) 5年間の主な取組

- 「いじめ防止対策推進法〔平成25年6月28日〕」、「いじめ防止等のための基本的な方針〔平成25年10月11日文科科学大臣決定〕（最終改定平成29年3月14日）」及び「鹿児島県いじめ防止基本方針〔平成29年10月鹿児島県〕」を踏まえて策定した「西之表市いじめ防止基本方針〔平成30年3月〕」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 「いじめ問題を考える週間」を活用するなど、いじめを許さない雰囲気を醸成します。
- 「学校楽しいーと」や心の健康観察等を活用して、適切な実態把握と一人一人に寄り添った指導を実践します。
- 勤労奉仕の活動、ボランティア活動、文化活動等の体験活動を充実し、自己有用感を高めます。
- 家庭、西之表市教育支援センター、校内教育支援センター、福祉事務所、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と緊密に連携し、不登校の状態にある児童生徒をきめ細かく支援します。
- 警察等をはじめとする関係機関との連携をさらに強化するとともに、家庭教育学級やPTA活動などを通して家庭の教育力の向上を図ります。

(3) 成果指標

- 不登校の児童生徒数の状況、いじめ・問題行動等の発生件数

2 道徳教育の充実

(1) 基本的な考え方

学校の教育活動全体の中で、心豊かで道徳性を備えた児童生徒の育成を図ります。また、郷土に伝わる豊かな教育的素材を積極的に活用するとともに「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）において「考え、議論する」活動を推進します。

(2) 5年間の主な取組

- 児童生徒によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために、道徳科の1単位時間の学習活動の充実に努めます。
- 県総合教育センターと連携して道徳科に関する研修会を実施し、指導の充実に努めます。
- 地区道徳教育研修会への参加を推進します。
- ふるさと教材など郷土の教育的素材の活用を進めます。
- 家庭、地域と連携して体験活動を推進するとともに、地域人材の活用を推進します。

(3) 成果指標

- 全国学力・学習状況調査における児童生徒の実態
(質問事項)
「人が困っているときは、進んで助けていますか」
「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」
- 「道徳科」に関する校内研修の実施率
- ふるさと教材などの郷土資料の活用状況

3 人権教育の充実

(1) 基本的な考え方

同和問題をはじめとする多様な人権問題について正しい認識と理解を深め、児童生徒の発達の段階に即した人権教育を推進します。

(2) 5年間の主な取組

- 人権同和教育の指導資料のより一層の活用を図ります。
- 市人権教育研修会において、人権同和教育の理解の深化と実践の推進に努めるとともに、授業研究を通して具体的な研修を行います。
- 県人権同和教育基礎講座や課題別研究会等への参加を推進します。
- 地区人権教育授業実践研修会等への参加を推進します。

(3) 成果指標

- 同和問題をはじめとする人権教育に関する校内研修の実施率

4 体験活動の充実

(1) 基本的な考え方

豊かな体験を有する子どもほど、忍耐力や思いやりの心もち、コミュニケーション能力にも優れていると言われています。人や社会、自然などと直接ふれあう体験活動を充実させることで、豊かな人間性や自ら考える力など「ひとりだち」の基礎となる生きる力を育成します。

(2) 5年間の主な取組

- 農林水産業者や関係団体、関係部局との連携を進め、さとうきびやさつまいもの栽培など、地元の産業に関わる体験学習を推進します。
- 地域の清掃活動や高齢者・幼児との交流などの社会奉仕的体験活動、職場体験学習などの体験活動を推進します。
- 民俗芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など、地域の特性と教育力を生かした体験

活動を推進します。

- ふるさとまなび〜隊や鉄砲館キッズコンシェルジュ等の参加を推進します。

(3) 成果指標

- 各学校における体験活動の実施状況

5 文化的活動の充実

(1) 基本的な考え方

伝統文化や民俗芸能はもちろん、一流の音楽や演劇、芸能にふれる機会を充実し、豊かな心や感性、創造性を育成するとともに、郷土や我が国及び他国の伝統や文化を尊重する姿勢を育みます。

(2) 5年間の主な取組

- 伝統文化や民俗芸能を伝承する活動への参加を促進します。
- 優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動に参加する機会を拡充します。
- 音楽祭や発表会など子どもたちの文化的活動を活発にします。
- 地域の豊かな伝統文化の鑑賞や参加の機会を拡充します。

(3) 成果指標

- 学校行事における文化的活動の状況

6 読書活動の推進

(1) 基本的な考え方

朝読書の実施や必読書の選定を行うことで、校内での読書活動を推進するとともに、家庭、地域と連携して、読書に対する意欲を喚起し、読書の習慣化を図ります。

また、学校図書館の蔵書率を上げるなど読書環境の整備・充実を図ります。

(2) 5年間の主な取組

- 学校図書館司書を活用して、蔵書の整備・充実、読書活動の推進を図ります。
- 毎月23日を「子ども読書の日」とする取組を推進し、読書の習慣化を図ります。
- 「卒業までに読んでほしい100冊の本」を設定し、すべての子どもに挑戦させます。
- 図書システムを活用し、市立図書館と学校図書室との連携を強化します。
- 「ビブリオバトル」を開催し、おすすめ本の交流を通して読書活動の充実を図ります。
- 読み聞かせ等については、外部人材の積極的な活用を図ります。
- 学校で読書活動を推進するためのリーダーを養成するため、市立図書館においてブックコンシェルジュ養成講座を実施します。
- ブックスタート・セカンドブックを継続して実施し、乳幼児期からの読書活動のきっかけづくりとします。

(3) 成果指標

- 全国学力・学習状況調査による実態

7 郷土教育の充実

(1) 基本的な考え方

伝統文化や民俗芸能を体験する活動、先人の業績や生き方を学ぶ活動の充実を図り、ふるさとの魅力を語る人材の育成を進めます。

また、種子島開発総合センターなどの施設利用を促進するとともに、関係機関と連携しながら郷土の伝統文化の継承を図ります。

(2) 5年間の主な取組

- 道徳科、総合的な学習の時間等の授業を通して、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど郷土に根ざした教育活動の充実を図ります。
- 「なつかしいふるさとの方言集」、「種子島の人・その心」等、これまで発行した郷土教育の資料を活用して、郷土の歴史を学ぶ学習の充実を図ります。
- 各学校で行われている、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組をさらに支援していきます。

(3) 成果指標

- 各学校における郷土教育の実践の状況

Ⅲ 健やかな体をはぐくむ教育の推進

児童生徒が、「ひとりだち」していくためには、確かな知識・技能の習得だけでなく、体力・運動能力の向上と健康の保持増進が必要となります。

各学校における体力・運動能力の向上のための取組を推進するとともに、医師会等の関係機関の連携のもと、生活習慣、喫煙・飲酒・薬物乱用、感染症、アレルギー疾患、歯・口の健康等に関する教育を充実させ、一人一人の児童生徒が、生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう実践的な健康教育を推進します。

1 体力・運動能力の向上

(1) 基本的な考え方

児童生徒が運動に親しみ、体力の向上を図るために、学校体育の充実に努めるとともに、社会体育と連携し、部活動の地域展開を推進していきます。

(2) 5年間の主な取組

- 学校体育において、全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均を下回った種目を重点的に取り組みます。
- 「一校一運動」（ラジオ体操、縄跳び、一輪車等）の取組を通して、体力・気力づくりを推進します。
- 「体力アップ！チャレンジかごしま」への取組を推進し、児童生徒に体力づくりへの意欲を高めます。
- 地域に根差した運動活動が充実するよう、部活動の地域展開を推進していきます。

(3) 成果指標

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において全国平均を上回った種目の数

2 食育の推進

(1) 基本的な考え方

食に起因する健康課題に適切に対応するため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けた児童生徒の育成を図り、健やかな体を育みます。

また、「市食育・地産地消推進計画」を推進します。

(2) 5年間の主な取組

- 学校給食指導者担当者会において食物アレルギーの実態把握や残食調査・給食アンケート結果などの情報を共有し、献立の充実や栄養教諭の食に関する指導の充実を図ります。
- 給食を通して地元食材の紹介や活用を図ります。
- 農林水産課、経済観光課や健康保険課との連携を図りながら、「市食育・地産地消推進計画」の啓発や食育及び地産地消の推進に関する情報提供を充実します。

(3) 成果指標

- 栄養教諭を活用した食に関する授業の実施状況

3 健康教育の充実

(1) 基本的な考え方

児童生徒の健康課題に適切に対応するために、家庭、地域、関係機関等と連携を図るとともに、児童生徒に健康に関する知識・技能を身に付けさせ、歯磨き指導や手洗い・うがいの

指導等を通して主体的に健康生活を実践できる資質や能力を育成します。

(2) 5年間の主な取組

- むし歯・視力低下の予防と治療の推進に努めます。
- 市学校保健会、市養護教諭等研修会、各学校の学校保健委員会で児童生徒の現状を共有し、課題解決に向けた取組を推進します。
- 学校欠席者情報収集システムの活用による、感染症の流行状況の把握と予防への早期対応を図ります。
- 外部講師による飲酒・喫煙・薬物乱用防止(危険ドラッグ等) 教室を充実します。

(3) 成果指標

- 小学校・中学校におけるむし歯のない児童生徒数
- 小学校・中学校におけるむし歯治療率の状況

IV 信頼される学校づくりの推進

教育活動が、充実して効果的に行われるには、何よりも学校が保護者や地域の信頼を得なければなりません。「地域の中にある学校」として地域と積極的に交流し、開かれた学校づくりを進めるとともに、教職員の指導力の向上や教育環境の整備・充実等を図ります。

1 安全・安心な学校づくり

(1) 基本的な考え方

交通安全等についての教育を徹底するとともに、スクールガードリーダーや関係機関等と連携した見守り体制の整備など、児童生徒が安心して安全に学べる学校づくりを推進します。

(2) 5年間の主な取組

- 警察、スクールガード等と連携し、不審者に関する情報を共有し、事件から児童生徒を守ります。
- 危険個所マップの作成や日々の安全点検により、児童生徒を事故から守ります。
- 危機管理マニュアルに沿った対応を教職員に徹底し、安全態勢を整備します。
- 防犯教室や避難訓練、危険予知トレーニング（KYT）の実施により、児童生徒の危険予測・回避能力を高めさせます。

(3) 成果指標

- 通学路の点検や校内の安全点検の実施状況
- 各学校の防犯教室、避難訓練等の実施状況

2 魅力ある学校づくり

(1) 基本的な考え方

児童生徒が、毎日期待に胸をふくらませて登校し、充実感・達成感をもって下校する魅力ある学校づくりを進めます。

また、学校関係者評価委員会を活用し、教育活動の工夫・改善に努めるとともに、特色ある教育活動を推進し、地域の中にある学校づくりを進めます。

(2) 5年間の主な取組

- 学校関係者評価委員会を充実させ、地域に根ざした、魅力ある教育課程を編成・実施します。
- いじめのない学校の実現を図り、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高めます。
- 学校だよりやホームページを利用して、教育活動の様子を積極的に情報発信します。

(3) 成果指標

- 学校関係者評価委員会による評価

3 教職員の資質向上

(1) 基本的な考え方

校内研修の充実、学校訪問や研究授業における指導の充実を図り、確かな指導力をもち、使命感にあふれた信頼される教職員を育てます。

(2) 5年間の主な取組

- 県総合教育センターと連携して、教職員の授業力を伸ばします。特に、「国語科」、「算数・数学科」、「特別支援教育」、「道徳科」、「情報教育」に関する研修を充実します。
- 市教職員教育講演会の実施により、教職員の指導力の向上を図ります。

- 的確な人事評価により、教職員の意欲、資質・能力の向上や学校の活性化を図ります。
- 管理職研修を充実させ、校長、教頭の学校経営や学校運営の能力を高めます。

(3) 成果指標

- 各種研修会への参加状況
- 校内研修の実施状況、研究指定校としての取組

4 教育環境の整備・充実

(1) 基本的な考え方

今後の児童生徒数の推移に配慮しながら、長寿命化計画に則り、学校施設の改修、改築等を行い、時代の要請に応じた教育環境の整備・充実を図ります。また、業務量管理・健康確保計画に基づき、業務改善を積極的に進め、教職員の職場環境の改善を図ります。

(2) 5年間の主な取組

- 小規模校特認通学制度や山村留学制度（「種子島しおさい留学」）を充実させ、学校の活性化を図ります。
- 学校施設を長期にわたり有効に活用するため、長寿命化計画を活用し、学校施設等の維持管理や補修、機能改善を図ります。
- 学校のICT環境の整備の充実に努めるとともに、点検と積極的な活用を図ります。
- 教職員の勤務状況を的確に把握するとともに、ストレスチェックの実施により職場環境の改善に努めます。
- 地域のあり方を十分に考慮しながら、関係課との連携を図り休校中の立山小学校の有効的な活用のあり方を検討します。

(3) 成果指標

- ICT機器の整備状況
- 教職員の出勤状況

5 家庭、地域社会における「人づくり」

(1) 基本的な考え方

学校・家庭・地域との連携・協力体制を構築し、三位一体となって児童生徒の健全育成を図ります。また、PTAと連携して望ましい生活習慣や家庭での学習習慣の確立を図ります。

(2) 5年間の主な取組

- 地域学校協働活動などを活用し、優れた知識や経験、技術を有する社会人を学校教育で活用したり、放課後や休日等に学習活動や体験活動等を実施したりするなど、地域ぐるみで児童生徒の育成を推進します。
- 「家庭の日」「青少年育成の日」の啓発に努めます。
- 活動の中核となる中・高校生のリーダーや大人の指導者を育成します。
- 子ども会活動を充実させ、地域行事への積極的な参加を促進します。

(3) 成果指標

- 多様な人々との交流体験活動
- 児童生徒の地域行事への参加状況

V 社会教育の推進

市民一人ひとりが、自己の能力を高め、生きがいをもち、豊かで充実した生き方ができるよう、市民と行政が一体となった生涯学習社会の実現に向けた体制づくりに努めます。

また、全ての保護者が楽しみながら安心して子育てができるよう、家庭の教育力の向上を図るとともに、家庭、学校、地域及び各種団体との連携・協働による地域ぐるみで学校や子育てを支援する体制を整備し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進します。

1 生涯学習の充実

(1) 基本的な考え方

市民の学びに対するニーズに応じて「いつでも・どこでも・だれでも」自ら進んで学習できる環境を整え、その学習成果を社会に生かすことができる生涯学習社会の構築が求められています。

生涯学習環境の充実のため、公民館や市立図書館、博物館などの既存施設との連携を深め、さらなる利用促進を図るとともに、指導者の育成や地域資源の発掘・活用などに努め、市民が主体的に生涯学習活動に取り組むことができる環境づくりを進めていきます。

(2) 5年間の主な取組

- それぞれのライフステージに対応するとともに、時代に即した多彩な学習テーマを設定し、市民が意欲をもって生涯学習に取り組めるよう発表の機会を提供するなど、活動支援や啓発活動を行っていきます。
- 市立図書館内の蔵書やイベントの充実を図るなどして利用促進を図るとともに、併せて市民の読書活動を推進します。また、多世代交流施設内に設置予定の市立図書館の取組を推進します。
- 様々な研修会や協議会を開催し、その目的の周知等を図ることで、参加者の社会教育に関する知識や理解を深めます。
- 家庭教育学級では、さまざまな学びや活動を通して、学級生どうしが親睦と連携を深めることができるように活動を支援します。
- 各種社会教育団体の現況やニーズを把握し、指導助言や活動支援をします。
- 各種研修会や養成講座への参加を促し、リーダー育成や会員加入等を支援します。
- 青少年問題への対策を充実させるために、警察等の関係機関と協議し、共通理解をもって対応します。
- 各校区間で補導活動を行うとともに、児童生徒をインターネット犯罪の加害者、被害者にさせないために、非行の未然防止に努めるなど、青少年の健全育成を図ります。
- 「ふるさとまなび～隊」など体験型の学習活動を実施し、種子島の歴史や文化、自然にふれ合う活動を行うことで、子どもたちのふるさとを愛する心情を高めます。
- 老朽化した施設については、年次的・計画的に修繕や改修、建て替え等を検討し、安心・安全な施設として市民が利用できるよう、適正な施設整備や管理に努めます。

(3) 成果指標

- 今後の学習活動への取組意欲
- 施設利用満足度
- 市民講座受講生の満足度
- 自己啓発のための講座、研修などへの参加割合

- 市立図書館の利用者数
- 指導者等研修会の参加者数
- 各種社会教育団体や学級などの加入者数
- ふるさとまなび～隊の参加者の満足度

2 芸術文化活動の促進

(1) 基本的な考え方

芸術文化を創造、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。多彩で特色ある地域の芸術文化を振興し、心豊かで活力ある市民生活、地域社会の実現を目指します。

(2) 5年間の主な取組

- 普段、ふれることの少ない芸術文化の鑑賞機会を提供します。
- 伝統的、先端的な芸術文化活動にふれる機会を提供します。
- 文化団体の育成や指導に努め、文化活動を積極的に支援します。

(3) 成果指標

- 芸術文化に関するイベント数
- 文化協会の加入団体数

VI 社会体育の推進

県の「マイライフ・マイスポーツ運動」推進の一環として、すべての市民が、それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、スポーツを通して、支え合う活力ある社会づくりを目指します。

また、指導体制を充実し、競技選手の育成を図ります。

1 生涯スポーツの推進

(1) 基本的な考え方

市民誰もが、それぞれの関心や適性に応じて生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりに努め、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

市民の多様なニーズに対応するため、民間のスポーツクラブ等と連携した各種スポーツ教室やスポーツ活動、またスポーツ推進委員との連携による地域の特色や施設を活用したスポーツイベントなどの開催を推進します。

また、スポーツ団体の指導者の確保・育成やその資質の向上、指導体制の充実・強化を図ります。

老朽化が進んでいる体育施設の整備については、市民のニーズや安全性・緊急性に十分に配慮しながら、スポーツ合宿が可能な施設の総合的な整備を検討していきます。

(2) 5年間の主な取組

- 市民の健康維持とスポーツ交流の拠点施設整備を図るため、市営グラウンドの全面改修を行います。
- 体育施設の延命化を図るため計画的な予防保全に努めます。
- 市民が満足できる体育施設にするため、市民のニーズや安全性・緊急性に配慮した計画的な整備（改修・更新・新設）を検討します。
- 市民体育館への空調設備設置について、費用や設置効果を調査研究します。
- 体育施設の運営管理は、関係機関と連携しながら進めていきます。
- 幼児期からスポーツ・レクリエーションに親しむ場を設けます。
- スポーツ団体の指導者の確保・育成や資質の向上、指導体制の充実・強化を図ります。

(3) 成果指標

- スポーツ活動に取り組んでいる人の割合
- 体育施設利用者数

2 競技スポーツの推進

(1) 基本的な考え方

各競技団体や関係機関との連携を図りながら、市民の競技力向上の意識高揚に努めるとともに、指導体制を充実させ、選手の育成強化を推進します。

スポーツ交流合宿誘致につながる交流促進のための環境づくりを推進します。

(2) 5年間の主な取組

- 各競技のスポーツ教室及び指導者の研修会を開催することで、選手や指導者の力量や資質の向上を図ります。
- スポーツ少年団本部への支援と指導体制の充実を図ります。
- スポーツ交流合宿の誘致については、ホームページ等を活用した積極的な情報発信と

誘致活動を行います。また、本市独自の付加価値のある合宿メニューを構築するとともに、合宿環境の整備充実に努めます。

- 学生や実業団チームの合宿を誘致し、スポーツ交流を推進することで、競技力の向上、選手の発掘・育成に努めます。

(3) 成果指標

- スポーツ合宿団体数

Ⅶ 文化財の保存・歴史文化の活用

近年、文化財の保存と同時に活用を求める声が高まっており、今後、観光部署との連携した取組を進めるなど幅広い活用に努めます。

1 文化財の保存・活用

(1) 基本的な考え方

次世代に継承すべき文化財について、指定等による保存・保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供、地域づくりの促進に努めます。

(2) 5年間の主な取組

- 文化財の調査を実施し、その把握や保存に努めます。
- 文化財保存活用地域計画に従い、文化財の価値づけと、その保存・活用に努めます。
- 開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施し、文化財と開発事業の調整を図ります。
- 西村天四、前田豊山など郷土の偉人に関する調査・研究・保存・公開・活用に努めます。
- 種子島開発総合センター「鉄砲館」のリニューアルに向けて、検討委員会の開催や調査を行い、実施計画、設計等を充実させます。
- 種子島家住宅耐震対策工事を実施し、安全性と適切な保存の確保を図るとともに、公開・活用に向けた環境整備に努めます。
- 旧上妻家住宅修復改修工事を実施し、歴史的価値の保全を図るとともに、観光やまちづくり等への地域資源として活用を推進します。

(3) 成果指標

- (国・県・市) 指定等文化財件数
- 文化財関連施設の年間利用者数
- 郷土の文化の保存・保護が大切と思う人の割合

2 伝統文化、民俗芸能の保存・活用

(1) 基本的な考え方

地域の伝統文化や民俗芸能の記録・保存を図りながら、その担い手を育成する方策を検討し、本市独自の地域文化を次世代へ継承していきます。また、学校における、伝統文化にふれる機会を拡充し、子どもたちの伝統文化への理解を深めます。

さらに、伝統文化や民俗芸能の調査整理を進め、観光やまちづくり等への地域資源として活かします。

(2) 5年間の主な取組

- 西之表市文化財保存活用地域計画に従い、文化財の把握・保存を進めます。
- 郷土芸能の記録・保存・伝承に努めます。
- 伝統文化に触れる機会や披露する場所をつくります。
- 伝統文化を通して、文化交流・観光振興・地域文化の高揚を図ります。
- 郷土芸能、伝統行事を担う人材の減少等の様々な課題に対し、新たな保存・継承の方策を関係団体とともに検討していきます。
- 伝統文化や民俗芸能の調査整理を進め、観光やまちづくり等への地域資源に活かします。

(3) 成果指標

- 郷土芸能継承団体数
- 民俗芸能公開数

3 歴史文化の保存と活用

(1) 基本的な考え方

地域の文化財や歴史文化資源が学校教育や観光・まちづくり等において、積極的に活用されるよう努めます。

(2) 5年間の主な取組

- ダイジェスト版を含む西之表市史を、児童生徒や市民の郷土史教育の教材として活用を図ります。
- 歴史文化資源の調査整理を進め、観光やまちづくり等への地域資源に活かします。

(3) 成果指標

- 地域の伝統行事や文化事業を観覧した人の割合
- 郷土の文化財に愛着・誇りを持っている人の割合

第4章 計画の実現に向けて

I 教育行政の着実な推進

教育行政の着実な推進に当たっては、合議制の執行機関である教育委員会がその責任を果たし、市民の期待に応えつつ、公正かつ適正にその役割を実行することが必要です。教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、最終的にはその活動を担う人の資質や能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会の事務局職員や指導主事などの資質向上に努めます。

II 学校・家庭・地域・企業等との連携・協力

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的である「人格の完成をめざす」を実現する上で、学校、家庭、地域はそれぞれに大きな役割を担っており、これら三者が、子どもの教育に責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協力することが重要です。また、家庭、地域に加え、企業等との連携・協力が重要であり、これらがそれぞれの役割を果たしながら緊密な連携・協力が図られるような取組を推進します。

また、県外在住の方々も様々な場所から本市の子どもたちの成長と活躍を見守っており、今後とも連携・協力をお願いしていきます。

III 関係機関との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課題に対応するためには、市長部局（保健・福祉関係課等）、NPO、その他の関係機関との連携・協力が必要です。市長部局とは、食育、特別支援教育、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などにおいて、担当部局との連携・協力を図ります。

特に、福祉関係課とは連携を密にし、児童生徒へのよりきめ細かな支援体制づくりに努めていきます。

また、関係機関と連携して、今後も児童生徒への教育内容や相談体制の充実、教職員の資質の向上、生涯学習の推進などにおいて積極的に連携し、高度な専門性を活用します。

IV 県教育委員会との連携・協力

学校における教職員の配置、社会教育や生涯学習に関する取組については、県の果たす役割が極めて大きく、緊密に連携していかなければなりません。

これまでも、互いの役割分担のもと、連携して教育行政を推進してきたところですが、今後も課題の共有や取組についての情報交換などを通して、連携・協力を強化していきます。

V 計画の進捗状況の確実な把握

実施した施策について、目標(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルにより、目標達成度、有効性等の観点から自己点検・評価を行い、その結果を市民に公表するとともに、市民の意見の把握・反映等に努め、次年度以降の進行管理へ生かしていきます。

なお、この計画は、今後5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生したり、計画の変更が必要となったりした場合には、途中で計画を見直すなど、柔軟に対応します。